

発議第 2 号

乳幼児医療費、重度心身障害者医療費等の助成事業における現物給付方式の実施を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、鹿児島県に対し、乳幼児医療費、重度心身障害者医療費等の助成事業における現物給付方式の実施を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 27 日提出

提出者 薩摩川内市議会
市民福祉委員会
委員長 江 口 是 彦

提 案 理 由

鹿児島県が行っている乳幼児医療費、重度心身障害者医療費等の助成事業は、償還払い方式となっているが、いつでも安心して必要な医療を受けられるよう現物給付方式での実施が必要である。

については、鹿児島県に対し、乳幼児医療費、重度心身障害者医療費等の助成事業における現物給付方式の実施を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

乳幼児医療費、重度心身障害者医療費等の助成事業における現物給付方式の実施を求める意見書（案）

現在、鹿児島県においては、乳幼児医療費や重度心身障害者医療費等に対して助成が行われていますが、これらの助成は、医療機関の窓口で一旦医療費を支払い、数カ月後に助成される償還払い方式となっており、保護者等の医療機関窓口での負担は軽減されていないのが現状であります。

子育て世帯や重度の障害者を取り巻く環境は、依然として厳しいものがあり、鹿児島県市長会においても鹿児島県に対し、乳幼児医療費について現物給付方式等の導入を要望されています。

よって、いつでも安心して必要な医療を受けられるようにするためにも、鹿児島県におかれては、乳幼児医療費、重度心身障害者医療費等の助成事業において現物給付方式を実施されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年 3 月 27 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

鹿児島県知事